

# ウェブ上の名誉毀損行為と国際裁判管轄 —平成28年3月10日最高裁判決に関連して—



元大阪大学大学院経済学研究科講師  
西口 博之

## 目次

- I. はじめに
- II. ウェブ上の名誉毀損行為
  - 1. 名誉毀損行為と表現の自由
  - 2. ウェブ上の名誉毀損
- III. 渉外的不法行為と国際ルール
  - 1. 渉外的不法行為と準拠法
  - 2. 渉外的不法行為と国際裁判管轄
- IV. 平成28年3月10日最高裁判決
  - 1. 事件の概要と裁判所の判断
  - 2. 事件の意義と課題
- V. おわりに

---

## I. はじめに

昨今、日本企業のグローバル化・国際化に伴う海外企業との紛争の渉外化が顕著であるが、その日本企業の紛争の相手方が海外の子会社であるケースも見られる。

最近、その渉外的な紛争の原因が子会社への親会社からの名誉毀損による不法行為とか、親会社の営業秘密を子会社が侵害している不法行為でのケースでの最高裁判例が注目を浴びている。前者が、平成26年4月24日判決（眉トリートメント事件或いはアナスタシア事件）であり、後者が平成28年3月10日判決である。

本稿では、後者の事件に関連して、その名誉毀損による渉外的不法行為の紛争解決のための国際ルールとしての準拠法並びに国際裁判管轄などの国際民事訴訟法について、論じるものである。

## II. ウェブ上の名誉毀損行為

### 1. 名誉毀損行為と表現の自由

刑法230条は、公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金に処すと規定している。

一方、民法上では、名誉毀損、すなわち名誉の違法な侵害は、民法709条の不法行為を構成し、名誉を毀損した本人には、損害賠償責任が生じる。

然しながら、名誉保護のための表現の制約は、憲法21条の表現の自由と名誉保護とのバランスを要求することとなる<sup>1</sup>。

最高裁判所は、名誉毀損は表現の自由の濫用であるからそれを制約することは、憲法21条に反しないとの判断を示している（昭和33年4月10日最1小判）。

更に、憲法21条の表現の自由の保障に照らし、名誉を毀損する表現をすべて制限することは適切ではなく、刑法230条の2第1項に、名誉毀損が成立しても、その表現が

①公共の利害に関する事実に係り、且つ

②その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であるとの証明があったときは、これを罰しないと規定する。

尚、その後最高裁判所は、この場合にたとえ事実が事実であるとの証明がなくとも、事実と誤信する相当な根拠がある場合には、処罰を否定している（昭和44年6月25日最大判：夕刊和歌山事件並びに昭和41年6月23日最小判：相当性理論）。

### 2. ウェブ上の名誉毀損

インターネット上の名誉毀損については、特別な法の規定があるわけではないが、刑法230条による名誉毀損罪の適用及び民法709条による不法行為が成立すると考えられる<sup>2</sup>。

それはインターネット上の名誉毀損であっても、情報の発信をペーパーベースで行うか情報の発信をデジタル化し、インターネットを通じて送信するかという手段の相違によるだけであり、原則として情報提供者がこれまで問われてきた責任は同じである<sup>3</sup>。

具体的には、刑事事件では、インターネット上の掲示板に女性の名前や電話番号・みだらな言葉を書き込むなどして女性を中傷した男性に有罪判決が下されており（平成14年5月1日青森地裁判決）、また民事事件でも、後述する過去の裁判例にもあるように平成9年のパソコン通信上での名誉毀損事件であるニフテイサーバ事件を発端に、インターネット上でも名誉毀損事件を認めた判決が続出している<sup>4</sup>。

1 松井茂記『新・現代損害賠償法講座第2巻』日本評論社（平成14年）79頁以下。

2 中西康「マスメディアによる名誉棄損・サイバーベースでの著作権侵害の管轄」『新・裁判実務大系 国際民事訴訟法（財産法関係）』第3巻青林書院（2002年）99頁以下参照。

ウェブ上での名誉毀損行為と知的財産等の通常的不法行為事件との差異については、①加害行為地がどこであるかの決定が難しい、②被害行為が多数の国で生じ易い、③侵害される権利質身体や有体財産でなく名誉毀損や知的財産等の無体物である等を説明されている。

3 内田晴康・横山経通・松沢三男『インターネット法第4版』（株）商事法務（平成15年）38頁以下。

道垣内正人「インターネットを通じた不法行為・著作権侵害の準拠法」『日本国際経済法学会年報』第8号（1999年）159頁以下。ウェブ上でアクセスできる法域が損害発生地であって、その元となる情報がどこの国でアップロードしたにもかかわらず、そのアップロードと損害発生とを一体として捉えて損害発生地法により評価される。